

令和 8 年 第 8 回農業委員会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日午前 1 0 時 0 0 分に第 8 回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 伊勢村 孝 之	2 番 阿 部 真 一	3 番 西 塚 喜 行
4 番 高 橋 央	5 番 五十嵐 弘 幸	6 番 本 間 俊 悦
7 番 星 川 智 一	8 番 齊 藤 智 実	9 番 星 川 孝 子
1 0 番 石 塚 清	1 1 番 矢 作 廣 昌	1 2 番 近 藤 剛
1 3 番 井 上 玲 子	1 4 番 井 上 大 輔	1 5 番 井 向 隆 文
1 6 番 黒 山 誠 悦	1 7 番 西 塚 孝 也	1 8 番 沼 澤 克 己
1 9 番 五十嵐 純 一		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

1 8 番 (沼澤 克己) 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第13号 農地法第18条第6項による解約通知について

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第29号 非農地証明願について

議第30号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和 8 年 第 8 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 8 回通常総会を 8 月 2 5 日（火）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立願います。一同、礼。伊勢村孝之会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。1 8 番沼澤克己委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 8 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（本間会長）

みなさんおはようございます。朝から暑い日が続いているようですけれども、来月にはもう刈り入れの時期かなと思います。大型機械にもなっておりますし、事故のないように、例えばバックしないような乗り方とか、操作の仕方をして事故・怪我のないようにお願いしたいというふうに思います。本日はご苦労様です。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります、農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和 8 年第 8 回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番星川智一委員、8番齊藤智実委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

（事務局 加藤局長補佐）

命によりまして、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

今田主査。

（事務局 今田主査）

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。

議案書1ページから2ページをご覧ください。案件は4件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、別人への売買が3件、未定が1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

今田主査。

（事務局 今田主査）

今月申請のありました案件について、ご説明いたします。

所有権の移転が５件です。個別の内容については資料のとおりですので省略し、譲り渡し人の事由の件数のみ読み上げます。

まず、３ページから４ページの No. ５までが所有権移転分です。

所有権移転の申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが２件、耕作不便によるものが１件、高齢化による経営縮小が１件、その他の贈与が１件です。

No. １から No. ５は、不許可要件である農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第２８号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第２９号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第１班主任、西塚喜行委員より、報告・説明を求めます。

(3 番 西塚委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第 30 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 30 号尾花沢市農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

議案書 12 ページの促進計画の総括表をご覧ください。今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が 1 件、使用貸借設定が 1 件です。申請地はすべて農振農用地区域の土地で、10,156 m²です。このうち福原地区の地域計画に含まれている農地が 2,232 m²、

玉野地区の地域計画に含まれる農地が 7,924 m²です。

対象人数は、賃貸借が出し手 1 名、受け手 1 名、使用貸借が出し手 1 名、受け手 1 名になります。期間はともに 10 年以上です。賃料の単価は反当たり 15,000 円とのことです。

13 ページからは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。なお 2 件とも 10 年前にも締結された案件で、いわゆる再設定の案件です。

これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 5 項の 1 号から 6 号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和 8 年第 8 回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前１０時１８分　以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和８年８月２５日

尾花沢市農業委員会

議　長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____